

阿波市指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

気候変動適応法が改正され、極端な高温の発生時に、市民等が一時的に暑さを避けるための指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

阿波市では、熱中症による健康被害を防止するため、市の公共施設の一部をクーリングシェルターとして指定することに加えて、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2 実施内容

- (1) 施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示をお願いします。
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 冷房設備の適切な管理

3 指定基準

- (1) 阿波市内の民間施設であること。
- (2) 定期的なメンテナンスをされた冷房設備を有すること。
- (3) 热中症特別警戒情報が発表されたときは、施設の開放可能日において必ず開放すること。
- (4) 休憩場所として施設等が設定する受け入れ可能人数が滞在できる場所（椅子など）を確保できること。

※施設の開放可能日と開放時間帯は、施設の通常営業日及び営業時間の範囲で、協力いただける範囲とします。

4 実施期間

熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）

5 費用等

冷房設備の電気代等クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費は、各施設でのご負担をお願いします。

※市から補助金等の支給はありません。

6 募集期間

随時受付けています

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記載し、阿波市役所本庁1階25番窓口へ持参、郵送または電子メールで提出してください。

8 指定までの流れ

- (1) 応募内容の審査
- (2) 応募者と指定に向けての調整
- (3) 協定書締結
- (4) クーリングシェルターの公表、運用開始

9 その他

- (1) クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、市と協定を締結していただきます。
- (2) クーリングシェルターの指定施設は、市ホームページ等で公表します。
- (3) 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- (4) 環境省が発表する熱中症予防情報の把握に務めてください。
- (5) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (6) クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても市は損害賠償の責任を負いません。

応募・問い合わせ先

〒771-1695

阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市役所 健康福祉部 健康推進課

電話 0883-36-6815

電子メール kenko@awa.i-tokushima.jp